

大東文化学園  
教職員組合連合機関紙  
第 1066 号  
2013 年 6 月 24 日発行



E-MAIL: daito-un@boreas.dti.ne.jp  
http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/  
p/f (03) 3935-9505

本号の内容

◆第 2 回団体交渉報告

◆一時金、第 3 回緊急団交で決着に向かう

◆春闘要求書に対する書面による理事会回答

◆キャンパス署名集約状況報告

◆小豆島のそうめん&うどんのご案内

◆「ろうきんエコブック制度」へのご協力を！

◆第二回団体交渉報告

6 月 13 日(木)18:30 から 2013 年度第二回団体交渉が行われました。第 1 回目の説明(組合の要求説明)団交に対し、今回は回答(理事会回答)団交でした。組合連合からは委員長以下 6 名が、学園側からは事務局長、財務部長、総務部長、人事課長、学生支援センター事務室長、ほか人事課 3 名の 8 名が出席、2013 年度春闘要求書 I～IV の項目に対し以下のように回答がありました。

また、前回の説明団交で示された要求に対する文書での回答が春闘要求書 V～VIII の項目に対して行われましたので、次ページ以降に掲載いたします。

回答の要旨

I 学生・生徒に対する財政的支援の拡充

継続審議を行う。(⇒回答は下記第 3 回緊急団交報告参照)

II 教職員の給与の改善

ベア要求⇒ベースアップなしの回答。組合側は要求を保留。

III 役職者手当制度の改革

回答⇒2014 年夏に 4 割減、2015 年夏に 5 割減とし、その後は削減を打ち止めとし、5 割減にとどめる意向。2011 年 7 月に組合と結んだ協定の付記(2013 年度ないし 2014 年度までに「職務に対応する加算額」が全廃されると理解する)については組合の見解であり、学園は聞き置くに止めた。組合は引き続き 100%削減を求めるよう見直しを要求した。

IV 一時金

回答⇒専任教職員に対して昨年度通りの支給。夏 0.5 冬 0.8 で算定、6 月中に支給したい。削減 0.3 ヶ月分の内訳について 0.2 ヶ月分を学生支援に、残りの 0.1 ヶ月分は入学者総数の減少を理由に学園の将来的な財政に関する積立に充てる。これに対して組合側は帰属収支差額が黒字なのに、将来への貯め込みは認められないと拒否。ベースアップなしとするならば、この 0.1 ヶ月分を若年層の給与体系の見直しに充てるよう要求した。

◆一時金、第 3 回緊急団交で決着に向かう

第 2 回団体交渉後、執行部は連合執行委員・代議員へ第 2 回団交で回答を保留した項目、特に一時金の削減について報告、組合の方針を固めた。

これに基づき、一時金の 6 月支給のために 6 月 19 日(水)午後 6 時 30 分から、学園執行部と緊急に第 3 回団体交渉を行った。前回団交で示された「削減分を積立に充てる」事のないよう再要求を行った結果、一時金の削減 0.3 ヶ月分を経済的に困窮した学生の支援と、ハンディキャップを持つ学生への支援等に使うという内容で合意に至った。この合意に基づき夏の一時金は 6 月中に支給されることが決まった。支給は一時金が 6 月 27 日、期末手当が 6 月 28 日の予定。

また組合は、1997 年以来 20 年近くベースアップなしで、その間の可処分所得減は明らかなので、ベアについては今後も協議を継続、役職手当についても前回の回答の見直しを求めた。

回答書内容 (太字が回答部分)

V 教育・研究・労働条件の改善

共通部分

1 海外引率出張手当

海外への学生・生徒引率出張の日当を一律 5,000 円とすること。

2 国内出張手当

国内の一般出張の日当を、日帰り一律 1,800 円、宿泊一律 3,500 円に、学生・生徒引率出張の日当を、日帰り一律 2,500 円、宿泊一律 4,000 円とすること。

→上記 1、2 日当については現行のとおりとします。

3 育児休業制度の拡充

現行では 1 歳 6 ヶ月まで育児休業を取得できるものとなっているが、業務内容の関係 (担当授業などを含む) で、3 歳まで延長ができるよう改正すること。

→育児休業期間を延長したとしても、主に教務系で生じる本人が希望する復職時期と授業開始期との間のズレの問題は解決しないものと思料します。引き続き方策を相互に研究したいと考えます。

4 学内保育所の設置

各地で待機児童が問題となっている。在学生、教職員の子弟のために学内保育所を設置し、育児環境を改善すること。

→要求の趣旨は理解できますが、学生・生徒からの貴重な学費や補助金を用いて、一部の教職員・学生だけが恩恵を受けられるような施設を膨大な費用をかけて設置することがステークホルダーの理解を得られるとは考えにくいので、現状では設置する予定はありません。

大学専任教員

1 学部および大学院の超コマ手当については、法科大学院と同額にして 15,000 円とすること。(大学院の超コマ手当を 15,000 円に統一すること)

→責任コマを超えて授業を行っている教育職員には感謝しますが、現在および今後見込まれる学園の財政状況を踏まえると手当の増額はできかねます。

2 入試負担業務への配慮：センター試験への対処

① センター試験監督手当として、担当した教職員に 1 日につき 10,000 円を支給すること。

② 2007 年 3 月 12 日の大学評議会における学長の回答をふまえて、大学入試センターから学園に支給された委託金の詳細について組合に開示すること。

→①について、担当される教員のご負担はあると思われませんが、従来の学園の見解どおり、入試業務は学園全体で取り組むべき業務であり、特定の入試に関わる者だけに手当を支給することは応じかねます。なお、事務職員はセンター試験および本学入試、また入試当日だけでなくその事前・事後の作業も含め特定の者に負担がかからないよう、業務状況や居住地等を加味したうえで職員間で工夫・調整し業務の平準化を行っています。大学教育職員におかれましても、学科によっては入試業務をポイント化し負担を平準化するようにしているところもあると聞いていますので、もし試験ごとの負担が大きく異なるという認識であるならば、そのポイント換算の比率を調整するなどして教員間の負担の平準化の工夫が必要であると考えます。

→②については経常費補助金に占める人件費補助分等の内訳につき開示しないことと同様、委託金の詳細について開示しないことが、学園としての考えであります。また、学園としては委託金の積算根拠はあくまでも委託者側が金額を算出するために用いる根拠であり、受給する側はそれらによって計算された総額が妥当かどうか、が重要なことであるという認識で業務を受託しており、上記①との関連性は無いものと考えます。

3 大学教育職員の 65 歳定年制度について

2011 年度採用以降の大学教育職員の定年について、教務に関して種々の問題が生じることが予想される。また大学内に二重の基準を設けたことの問題を解決するために、対象となる大学教育職員の継続雇用制度を早急に整備すること。

→二重の基準ではなく、規程改正に伴う移行措置と考えています。今後学園として検討する必要があるかを含め、協議して参ります。

## 高校教員

### A 専任教員

1 クラブ指導手当を 1 回あたり 500 円支給すること。

→高校教諭にとってクラブ指導は、授業だけでなく生徒指導などとともに業務の一部であるという考えは従来どおりです。よって、負担の大きい方に対し金銭で解決を図るのではなく、要求の主旨にある教諭間の不公平感の解消こそが学園として行うべき課題であり、現在のクラブ指導教諭の配置状況を調査し、負担の平準化に向けて努力するのが先であると考えます。

2 専任教員の採用にあたっては、高校において作成した人事計画に基づいた採用を公募にて実施すること。また、専任教員が退職した場合、その申し出の時期にかかわらず、次年度に後任として専任を採用すること。

→要求において『高校において作成した人事計画に基づいた公募にて実施』とありますが、高校は学園が設置する学校の一つであり、高校側で作成する人事計画は尊重致しますが、あくまでも最終的な人事計画の承認は学園が行うものであります。

また、教員総数は設置基準や定員充足率、提供するカリキュラムおよび高校の収支状況等を踏まえた上で決定するものであり、既存の人員は固定されたものではなく、毎年検討されるべきものと考えます。

急な補充のケースでも、例えば嘱託講師や非常勤で現在勤務している方を専任にするような場合で、その方の適性を判断するのにそこまでの時間を要しないというようなケースについてまで一律に不可能とするのは合理的ではないと思われるので、そういった場合は都度高校と担当常務等の間で協議し柔軟に対応していきたいと考えます。

3 高校教育職員に一時間単位で有給休暇を取得できるようにすること。

→労働基準法ならびに本学就業規則に定めるとおり年間 5 日以内を限度として時間単位での有給休暇を取得は可能です。取得にあたり運用に支障がないかどうかを精査する必要があるものと思料します。なお、時間有給休暇の付与にあたっては申請者がその権利を正当に行使できるよう、従業員が勤務中か休暇中であるかをこれまで以上に明確に管理する必要があると思われるので、これまで以上に高等学校において厳密な労務管理を行う必要があると考えます。

4 高校校舎の開館、閉館時間について、職場の実態に即して再検討すること。

→セキュリティ対策上（本年 1 月脅迫文事件も踏まえ）、現状が妥当と考えます。また、閉館時間などを延長することにより、慢性的な長時間勤務の温床になる恐れもあり、結果として労働環境の悪化に繋がることも併せて考える必要があります。

5 高校の入試のための専任事務職員を採用すること。

→現行の業務のあり方の抜本的に見直し、不要不急な業務の廃止・縮小、限られた人的資源をより効率的に活用できるような運営体制の構築ことが喫緊の課題であると考えるので高校の先生方にもご理解・ご協力をお願いしたい。

6 学校説明会で日曜・祝日に出勤、出張したとき、日帰り一律 1,000 円の手当を支給すること。

→学校法人大東文化学園国内旅費規程第 4 条及び同細則に定める距離を問わない日帰り出張の日当（2000 円）の支給方法の見直しを含め、実態を精査します。

7 高校教諭の持ち時間の算定方法として、学年主任、分掌部長および担任を持つ者について、その分を 2 コマとして算入すること。

→校長・教頭以外、持ち時間の軽減は原則認められません。

なお、東京都の経常費補助金申請において、専任教員の持ち時間についても審査されますが、入試担当及び司書教諭の持ち時間の軽減以外は殆ど認められません。

8 高校教諭に休日出勤の代休を与える際は、当該年度内に取得できるようにすること。

→振替休日については、できる限り当該休日に近接した日に取得できるものいたします。

## B 非常勤講師

1 高校非常勤講師に校長が授業以外に学校行事等の指導のための出勤を要請した場合、一日 1,000 円を支給すること。

2 高校非常勤講師が教科の要請によって教科会議に出席する場合、1 回につき 1,000 円を支給すること。

3 クラブ指導をしている高校非常勤講師および外部コーチに、クラブ指導コーチ料補助として、月 1,000 円（または同額のカード類も可）を支給すること。

→1～3 担当常務と高等学校の間で協議すべき事項であることは従前どおりですが、基本的には現行の給与体系は専任と非常勤の職責の差が含まれた上で構築されたものであり、生徒指導に対する保護者への説明責任という観点からも、授業以外の校務・指導方針の決定等については極力専任教員が行うべきであると考えます。

## 事務職員

1 残業の削減（36 協定の遵守）に関して

サービス残業が生じないよう配慮したうえで、部署間の格差是正と残業削減のための具体的施策を講ずること。

→超過勤務時間の多い部署については、超過勤務時間削減のための業務見直し、効率化のための具体的方策の提出を要請し、その実現に向け鋭意努力いたします。

2 入学試験実施当日の休日出勤と休日の授業実施に関わる休日出勤を代休扱いとすること。

→入学試験等休日出勤については前もって予定されているため、振替休日での対応にて妥当と考えます。

3 事務職員を適正な数に増やすこと(他大学などとの比較をした上で)。

→各部署における業務見直しや事務組織の改組等も視野に入れ、学園として必要に応じて適切に対応します。

## 嘱託・臨時職員・アルバイト職員

1 週 6 日勤務の臨時職員に月一回、土曜休暇（有給）を与えること。

→既に月 1 回以上平均で土曜休暇（有給）を取得できるよう対応しております。ちなみに 4 月～7 月（4 ヶ月）に 6 回、9～翌 3 月（7 ヶ月）に 7 回取得できます。また、前期で取得できなかった分は後期に繰越し可能としています。

2 実質的に年間を通じて雇用されているアルバイト職員に対して以下のように待遇を改善すること。

(1) 1 日の勤務時間を以前の 7 時間に戻すこと。

(2) 祝日授業に伴い、やむを得ず勤務を求める場合は休日勤務手当を支給すること。

→(1)(2)現状の勤務時間で妥当であると考えますので、貴意に沿いかねます。また、休日勤務手当についても、アルバイト就業規則の制定と併せて対応済みです。

## VI 学生・生徒の勉学条件の改善

### 大学

1 学生相談室の充実

学生相談室については、学生からの多様な相談・ニーズに常時的確な対応が出来るように、出校日と開室時間などに配慮すること。また状況に合わせて相談員の増員を行うこと。

→現在の学生相談室の体制は以下のとおりであります。必要であれば今後関連部署と検討を行います。

(1) 学生相談室のカウンセラー体制

板橋校舎 : 常勤(特別専任事務職員) 1 名  
非常勤カウンセラー 1 名(月～金曜日、各 1 名)

東松山校舎 : 常勤(専任事務職員) 1 名  
非常勤カウンセラー 1 名(月～金曜日、各 1 名)

両校舎ともに授業期間中は、非常勤カウンセラー(板橋校舎 2 名所属、東松山校舎 2 名所属)を配置し、月～金の 10:00～17:00 は 2 名体制(常勤 1 名+非常勤 1 名)となっています。

また、各学部学科から選出された教員兼担相談員が、学業、留学、健康等の相談に対応しています。

(2) 学生相談室の開室時間(両校舎共通)

月曜日～金曜日=9:00～17:00

土曜日=9:00～12:00(出張及び土曜日特別休暇取得日は閉室)

相談予約状況など、場合によっては上記の時間以降についても対応しています。

また、学生支援センター事務室または保健室に相談に来た学生については、相談内容に応じて学生相談室のみならず、担当部署を紹介しています。

2 図書館の充実

図書館に関して、学術研究支援および学習支援の施設として抜本的な改革を求める。短期的には、図書資料の電子媒体化、開館時間の延長、板橋書庫棟の改善(開架化、開館時間延長など)、長期的にはハード面、ソフト面における図書館の全面的な改革を推進することを要求する。

→2013 年 4 月 27 日開催の第一回図書館運営委員会において、運営委員 4 名および板橋・東松山両図書課長 2 名(計 6 名)による「図書館将来構想委員会」を立ち上げ、今後の図書館のあるべき姿につき具体的に検討していくことを決定いたしました。

また、2013 年 4 月 28 日には、学長・副学長 1 名・図書館長・図書館事務部長・両図書課長 2 名の計 6 名で、立教大学池袋図書館を視察し、ラーニングコモンズ等、新しい図書館のモデルを見学しました。本学においても図書館運営委員会からの意見を尊重しつつ、必要に応じて対応を検討したいと考えます。

3 特別支援を必要とする学生への支援

特別支援を必要とする学生について、教育的観点から必要最小限の情報を関係する部署で共有する体制を築くこと。また、特別支援についての具体的指針を策定し、キャンパス・バリアフリー化、ノート・テイク雇用、必要とされる研修の実施を含めて具体策を講じること。

→特別支援を希望する学生については、本人の了解を得て学科主任、授業担当教員、関係部署へ情報提供をして連携を図りサポート体制を築いています。

(1) 2013 年 4 月 1 日より学生部から学生支援センターに事務組織の変更がありました(「学生支援センター」→「学生支援センター事務室」→「学生支援課(東松山校舎は東松山学生支援課)」→各学生支援課に「学生相談分室及び障がい学生支援分室」)。

この「障がい学生支援分室」という部門で、担当者を決めて障がいをもつ学生の支援を行っています。

具体的には、

①障がい学生支援分室担当者は、各種講習会、情報交換会等へ出席をして、フィードバックしています。

②障がい学生支援部会に諮って、支援体制の強化を図っています。

③新年度に入る前に(3月下旬実施年度当初ガイダンスあるいは入学式の前)、学生本人(保護者)、関係部署(学生支援センター事務室、東松山教務事務室、学部事務室、各校舎管理課)担当者及び学生所属の学科主任と打合せを行い、支援体制の確認を行っています。

④事前に学部事務室担当者と相談し、教室移動、教室の環境等を考慮して時間割を組んでいます。

⑤学生支援センター所長より全学教員へ配慮依頼文書を発信しています。これに加え、学科主任からも履修科目担当教員宛に配慮依頼文書を発信しています。

⑥予算化し必要に応じて、PC テイク及び手話通訳を外部委託して対応しています。

⑦学生ボランティアによる支援体制を 2013 年度後期より整え、引続き支援を行っています。今年度は 4 月に募集(募集掲示、募集説明会)を行い 24 名(東松山 7 名+α、板橋 17 名)の申し込みがありました。

今後、定期的に学生ボランティアミーティングを行う予定です。また、学生対象に、外部講師を招きノートテイクの講座を開き障がいをもつ学生へのサポート強化に役立てたいと考えています。

・学生ボランティアの主なサポート

- 1.教室移動
- 2.授業補助（本の頁めくり、授業準備、書取り補助、簡易なノートテイク）
- 3.トイレ介助（急用時）
- 4.昼食介助
- 5.通学介助（高坂駅⇄東松山校舎、東武練馬（大東文化会館）⇄板橋校舎）
  - (2) 東松山キャンパス整備事業も含め、両校舎ともにバリアフリー化の整備を行っています。
  - (3) 車椅子対応のスクールバスを導入して対応しています。
  - (4) 2011 年度東松山校舎に、車椅子(2 台)対応のワゴン車 1 台を購入しました。

#### 4 留学生への支援

留学生の生活・勉学の支援を抜本的に強化すること。とくに、奨学金制度や相談体制、アルバイト斡旋、多言語サービス等を充実させること。

国際交流センターに任期付特任教員ではない一般専任教員を配置すること。

→学内の関連部署間と更なる連携を図り、充実させていきたいと考えます。また、任期付特任教員の一般専任教員化は、大学の教員人事計画の中で検討いたします。

#### 高校

- 1 大学の図書館を一高生にも使用できるようにすること。  
→大学図書館を高校生徒に開放する考えは現時点ではありません。館内は手狭で修士・博士論文執筆の大学院生、公務員試験等受験の学部生を優先したいと考えています。

### VII 施設・設備の改善

#### 共通部分

- 1 防災・減災性能が高く環境に配慮したキャンパスの構築：  
危機管理体制構築の一環として防災・減災体制を整備すること。
  - (1) 学園のすべての施設・設備（教室、図書館、研究室、食堂など）について、防災・減災性能の現状と必要とされる対応策を公表すること。  
→板橋校舎において、教室については、一部を除いて殆どの教室が椅子・机が可動式（「大学 1」指摘事項）なため、地震により変則的に移動する可能性があります。図書館の書架については転倒防止性能があります。昨年までに、研究室、事務室はすべて書架転倒防止工事を実施しましたが、研究室によっては書籍が山積みになって落下する可能性があります。食堂については、テーブル・椅子等で避難経路を閉鎖しないよう指導を行っています。また、毎年度 1 回は防災管理点検資格者及び消防署の指導を受けながら、防災・減災の対策を行っています。2013 年度板橋校舎において、4 月 25 日～26 日の 2 日間で教室、研究室、事務室等の書架の転倒防止等、防災管理点検実施済みです。  
東松山校舎において、教室については、新 4 号館教室、新 5 号館コミュニティールームの椅子・机が可動式（「大学 1」指摘事項）なため、地震により変則的に移動する可能性があります。また、教室等の天井材は落下による事故を防止するため、吸音材（繊維素材）を天井材として使用しています。昨年までに、図書館閲覧室の書架、研究室、事務室はすべて転倒防止工事を実施しました。食堂については、テーブル・椅子等で避難経路を閉鎖しないよう指導を行っています。東松山キャンパス整備事業第 2 期工事で完成した新 4 号館、新 5 号館は比企広域消防本部の指導を受け運用を行っています。さらに、既存建物も法令により年 2 回（夏季休暇中・春季休暇中）の消防設備点検を実施し、不具合箇所の修繕を実施しています。
    - (2) 災害時に特に危険な箇所を示すハザードマップの作成および避難方法を含む避難マニュアルを早急に改訂した上でマニュアルに沿った恒常的な避難訓練を実施すること。  
→板橋校舎では、日ごろからの防災に対する意識向上を目指すため、防災マニュアルを作成し、各教室、事務室、研究室等に配布済みです。また災害時に特にハザードポイントとして「防災マニュアル」の中

で示しており、学内で確認しています。また、避難経路・場所については各教室に既に掲示をしています。

消防法の改正により、自衛消防隊組織（事務職員全員）が義務づけられ、災害時に活動します。自衛消防隊の役割として、「通報・初期消火・避難誘導・応急救護・安全防护」があり、消防車が到着するまでの間、災害を最小限に抑えることを目的としています。

2013 年度も昨年に引き続き、板橋校舎においては、6 月 14 日に学生・教職員・一般外来者を対象とした総合避難訓練（地震・火災を想定した訓練）を実施予定です。なお、4 月 19 日（金）に大型消火器の取扱い説明及び訓練を実施しました。さらに、11 月は水消火器を使った部分訓練を予定しています。

東松山校舎では、整備事業進捗中であり、避難動線の変更等が予想されるため、防災マニュアルは未作成となっています。なお、現在の避難経路・場所については各教室に既に掲示をしています。

2013 年度は、東松山校舎においては、新 5 号館（スクールバス乗降場所等）を中心とした部分訓練（地震・火災を想定した訓練）を実施予定です。

併せて、AED の取扱い、水消火器を使った訓練を比企 広域消防本部と調整のうえ予定いたします。

- (3) 防災無線設備および緊急地震速報の自動受信装置の早期導入と同時にキャンパス内緊急放送が可能な設備の改善、整備を行うこと。安全衛生委員会を活用し、防災対策を整備すること。

→板橋キャンパス内の緊急放送設備は 2 ヶ所（中央棟 B 1 F 中央監視室・警備室）に設置しています。緊急地震速報自動受信装置の導入は現在検討を進めています。防災対策については規程の見直しを含めて検討しています。

- (4) 公衆電話、衛星電話の設置を行うこと（板橋地区）。

→以前、板橋校舎内に公衆電話を設置していましたが、NTT より月間使用金額が少ないため、委託契約に基づき、公衆電話撤去の申し入れがあり、撤去を余儀なくされました。非常時に備えて、新たに設置希望を出しましたが、NTT より設置は難しい旨の回答がありました。なお、地域として、板橋キャンパス正門とローソンの間に公衆電話ボックスが設置されています。

- (5) 教職員と学生に対し防災訓練を実施すること。防災班や救急班を編成し避難訓練を実施すること。

→(2) の回答と同じです。

- (6) 校舎内退避に備えた備蓄用品（水、食料、毛布、ヘルメットや手袋、救急用品など）の整備及び体制整備を行うこと。（最低 3 日分＝東京都提案）

→昨年度、水、食料、水不要トイレを追加購入し、現在の整備状況は以下のとおりとなっております。

水・・・・・・・・・・・・・・・・・・42,749 本（学園全体）  
 食料（カロリーメイト）・・・16,070 個（学園全体）  
 食料（五目ごはん）・・・7,500 食（学園全体）  
 食料（ミニクラッカー）・・・7,764 缶（学園全体）  
 食料（ようかん）・・・7,500 個（学園全体）  
 防寒・保温シート・・・・・・・・11,200 枚（学園全体）  
 ヘルメット・・・・・・・・・・・・300 個（学園全体）  
 ワンタッチトイレ・・・・・・・・10（学園全体）  
 水不要トイレ（汚物処理袋）24,000 枚（学園全体）等  
 なお、今年度も水、食料については追加する予定です。

（参考）

<昨年度回答より抜粋>

水・・・・・・・・・・・・・・・・・・33,116 本（学園全体） 食料(カロリーメイト)・・・16,070 個（学園全体）  
 防寒・保温シート・・・・・・・・11,200 枚(学園全体) ヘルメット・・・・・・・・・・・・300 個（学園全体）  
 ワンタッチトイレ・・・・・・・・10(学園全体) 水不要トイレ(汚物処理袋) 3,000 枚(学園全体) 等

（書記局）

## 2 環境配慮型キャンパスの構築

省エネ・省資源・環境への負荷低減の計画を策定・公表すること。

→省エネ法に基づき、経済産業省および文部科学省に「定期報告書」、「中長期計画書」を提出しています。学生、教職員に対しても節電の取組みについて Cool Biz（経済産業省例示：冷房 28 度設定）及び Warm Biz ポスターの掲示をすることで省エネを呼びかけています。

また、Cool Biz ポスターに CO2 排出量を明示して情報を発信しています。なお、省エネ・省資源・環境への負荷低減をはかるため、学生、教職員の省エネに対する意識向上をめざし、協力を得ながら、今後も計画的に省エネ・省資源に努めた取り組みを行います。

## 3 スクールバスについて

(1) 東松山校舎の学バスの運行について、ピーク時の増便を行うこと。

→スクールバスは現在、全 16 台（高坂便 12 台、鴻巣便 4 台）編成で、高坂駅午前 8:00 より大学発午後 9:00 まで運行しています。混雑時にはダイヤ運行ではなく、随時運行としてバスをフル回転させています。バスの増便を検討する上では、バスを駐機させるスペースが必要となるので併せて確保する必要があります。現在は学内に 11 台、発着所に 5 台駐機スペースを設けており、ほぼ満車状態のため困難です。

(2) 浮間舟渡～板橋校舎および赤羽～板橋校舎、練馬～板橋校舎間のバス便を設けること。

→仮に運行するとしても、浮間船渡駅および赤羽駅周辺に本学の乗降場所を確保することが困難な状況です。

(3) 高坂駅前のバス乗り場（2 台同時に停車できる）の改修を推進すること。

→東松山市において高坂駅西口駅前広場整備改修計画工事が進められており、運用方法については現在検討中です。

## 4 090、080、050、0120 への発信を、事務室以外、大学の研究室や高校の電話機においても可能にすること。

→整備に向け検討しています。

## 大学

### 1 教員からの意見を集約し、机・椅子の位置を変えられる教室を増やすこと。

→大学全体における教育環境整備については優先順位を考慮し今後も取り組んでいきます。

### 2 東松山キャンパス再開発のスケジュールを明らかにして学内の意見を十分に聴取し、透明性の維持に努めること。

→東松山キャンパス整備事業は 1 期工事、2 期工事同様に 3 期工事においても、大学 HP に I. 計画変更、II. 施工業者選定の経緯、III. 工事概要・契約内容、IV. 結果の閲覧を掲載しています。

### 3 両キャンパスにおいて、各教室から警備室、教務事務室または学部事務室への緊急連絡を可能にする電話を設置すること。

→関係部署と協議の上、検討します。

### 4 教室の視聴覚機器に関し、CPRM およびブルーレイ (BD) に対応した装置を設置すること。

→関係部署と協議の上、検討します。

## 高校

### 1 不足している教室を補うための施設を建設すること。

### 2 生徒募集の好転につながるように、受験生、保護者が求めるような施設、設備（自習室、電子黒板など）を設けること。

### 3 教員の視点で必要な予算執行を行うため、高校の予算立案及び管理、執行に関わる部署を高校内に設置すること。



→預り金の見直しを含め、予算については学園経理規程に基づいて現部署内で適切に執行するものとします。

- 4 学校行事や課外活動などにおける利用の便を考慮し、校舎近隣にグラウンドを確保すること。
- 5 高校校舎の劣化に伴い、大規模修繕及び備品の更新を行うこと。
- 6 高校教育の抜本的な改革をはかるために、廃校となった学校の施設を購入することを含めて現在地からの移転について真剣な検討を開始すること。
- 7 防災計画の作成に関して、防災委員会委員長である管理職者と何度も期限を決めて約束しているが、そのたびに約束が破られており、直近では平成 24 年度末までに防災計画を作ることになっていたが進めていない。生徒と教職員を危険な状態に置いている責任をどう取るのかを明確にすると同時に、直ちに防災計画を作成すること。

→1～2 及び 4～7 は、担当常務理事、管理部、高校管理職で協議するものといたします。

## VIII 情報公開

- 1 大学の学部・学科、大学院や学園の各附設校の改廃・新設に当たっては、全学園に対し、情報を公開して計画的に進めること。

→理事会において慎重に検討すべき重要事項であり、必要と判断した場合には全学に対し情報を公開します。

- 2 学園の業務用住所録を希望する専任教員に貸与すること。

→教員（学部長、学科主任等）及び事務職員管理職者等に限定して配布しています。個人情報保護の観点から責任のある者が適切に管理すべきものであるため貴意に沿いかねます。

また、住所等の非掲載を希望する教職員が増えていることから、業務用職員録の存廃や記載項目について検討したいと考えています。

- 3 学園の諸規則が制定ないし改正された場合、その印刷物を組合に提供すること。

→諸規則の制定ないし改正については、大東文化学園報に掲載しており、具体的な改正内容は、教育職員にはポータルサイト、事務職員にはノーツで閲覧できるようになっているので活用頂きたい。ただし規則制定については、タイムラグが生じるため、貴組合からの要求に応じて印刷物を提供します。

- 4 前学長辞任問題、外国語学部セクハラ問題などについて、学園としての見解を公開、公表すること。

→両問題について、学園としては大学執行部が諸会議において説明した見解と同様であるので、今後改めて公表する予定はありません。

- 5 学園規則集をインターネットで公開すること。

→関連部署において検討します。

- 6 地域連携センターのオープンカレッジ、北京事務所などの財務状況について、明らかにすること。

→地域連携センターのオープンカレッジ、北京事務所については、どのような財務諸表の開示が適切か等の判断を含め、検討します。

- 7 個人情報について、高校の実情に応じた運用をすること。

→学園の附設校であるため、当然のことながら学園個人情報保護委員会のもとに適切に運用します。

以上

## ◆キャンパス署名集約状況報告

**私大助成金削減に歯止めを！**

**2013 私学助成国庫請願署名にご協力を！**

**「学費負担の大幅軽減と私大助成の増額をもとめる国会請願署名 2013」集約中  
署名の集約にみなさまのお力をお貸しください。**

**1 筆でも大歓迎です。**

先日のキャンパス署名では板橋キャンパス、東松山キャンパス合わせて 325 筆の御署名を集めることが出来ました。またその後お持頂いた御署名 133 筆を合わせ、現在合計で 458 筆の御署名を頂いております。今年もたくさんの学生の皆さんが足を止めて署名してくださいました。

教職員の皆様には、お忙しい中署名・カンパにご協力くださり、心より御礼申し上げます。

この署名の取り組みは、引き続き 9 月末まで行ってまいります（秋の国会提出に間に合うまで延長）署名用紙が足りない場合は組合事務室までお知らせ下さい（内線番号：4951）。

学生や大学に勤務されている方の署名に関しては学園の住所を印刷した署名用紙もご用意しております。氏名を記入するだけで良いものですのでご利用いただければと思います。お声掛け下さい。

ご記入いただきました署名用紙は、執行委員または組合事務室（板橋校舎 1 号館地下 1F）またはメール BOX（2 号館 2F 総務課）までお届けください。どうぞよろしくお願い致します。

（書記局）

## ◆小豆島のそうめん＆うどんのご案内

2013 夏 私大の争議・権利闘争支援セール

**小豆島のそうめん＆うどんをぜひ！**

**解雇撤回・権利闘争をたたかう組合をご支援ください**

ご好評をいただいております小豆島のうどん＆そうめんのご案内です。このセールの環元金は、解雇撤回をはじめ、さまざまな権利闘争を闘っている組合への支援となります。

お中元、ご贈答に、ぜひご利用ください。（詳しくは最後のページ・同封のチラシをごらんください。）

## ◆「ろうきんエコブック（Re Book＝リブック）」へのご協力を！

～ろうきん（中央労働金庫）からのお知らせ～

2010 年に取り組みを始めた労金を通じた労働組合の社会貢献の取組みの一環、「ろうきんエコブック（Re Book＝リ・ブック）」制度のご案内です。古本を労金本部に送付、リ・ブック協議会を通じて福祉施設に寄贈し、洗浄・装てい作業の後、インターネットで販売します。

販売で得た利益は障がい者の方々の工賃として還元されます。

**あなたの読み終えた古本が、障がい者の就労を支援します！**

**組合員のみなさまのご協力・ご参加をお願いいたします。**

古本をお寄せいただけます方は、組合事務室までお持ちくださいますようお願いいたします。書記局員不在の場合は、専用ボックスにお入れください。



本紙は大学組合 web サイト <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも掲載しています。併せてご利用いただければ幸いです。本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は [daito-un@boreas.dti.ne.jp](mailto:daito-un@boreas.dti.ne.jp) にお寄せください。

■■■■大学組合員のみなさまへ■■■■

演劇・映画・音楽コンサートなどの鑑賞や書籍・CD 等の購入に対して、1年間に 4500 円（組合費月額 300 円の組合員は 2000 円）を上限として補助しています。美術館入館料、遊園地等入場料、スポーツ観戦、海外でのご鑑賞も対象です。

9 月 1 日から翌年の年 8 月 31 日までのご使用済みの鑑賞券等の半券、領収書等を組合事務室までお届けください。（年度途中にご加入の方はご加入日より本年 8 月 31 日までの間の鑑賞が対象です。）

① 上限額以上の鑑賞券の場合  
その場で 4500 円または 2000 円をお支払いします。

② 上限額未満の鑑賞券の場合  
実額をまずお支払いします。そして後日また別の鑑賞をなさった時に上限額から既にお支払いした額を引いた金額をお支払いします。

今年度補助の申請期限は 2013 年 9 月 30 日（金）です。（郵送分は 2013 年 9 月 30 日消印有効です）。組合事務室休室中も、ドアの下より室内にお入れいただければ、次の開室日に対応いたします。どうぞお気軽にご利用ください。

今年度より文化鑑賞補助申請に際して、下記の申請用紙にご記入の上、日付・金額の確認できる半券、レシート等と併せて提出頂きますようお願い申し上げます。補助金の受け取り方法につきましても必ずご記入下さい。お持ちの口座に振り込みをご希望の方は口座番号・お名前を明記ください。よろしくようお願い申し上げます。（書記局）

..... 切り取り線 .....

文化鑑賞費補助金申請用紙

2012/2013 年度 文化鑑賞費

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| 氏名            |                      |
| 所属            |                      |
| 内容（○をつけてください） | ・入場券<br>・書籍代<br>・その他 |
| 受取方法          | ・来室・郵送・口座振込み         |

口座：

今回申請金額：                                  円  
年                                  月                                  日

<組合員控え>

2012/2013 年度

文化鑑賞費

(2012.9.1～2013.8.31 鑑賞分)

申請内容

・入場券    ・書籍    ・その他

申請金額

円

申請可能残高

円

★年額：4500 円（組合費月額 300 円  
の組合員は年額：2000 円）

# 2013年夏 私大の争議・権利闘争支援のセール



### 小豆島「麺紀行」

極寒製そうめん5束 (250g)  
 山芋入太そうめん5束 (250g)  
 手延生そうめん250g袋  
 そうめん ふし 220g袋  
 そうめんつゆ「きらむ」360ml  
**品番 No.19060 幹旋価格 ¥2,575**




### 極寒製そうめん

11月から翌年2月までの空気が一番乾いた、糸麵製造に最適な時期に作られる小豆島を代表する味です。

品番 No.10030  
 極寒製そうめん 30束  
 (50g×30束・1.5kg)

幹旋価格 ¥2,600

品番 No.10050 (写真)  
 極寒製そうめん 50束  
 (50g×50束・2.5kg)

幹旋価格 ¥4,050



### 山芋入太そうめん

小豆島伝統の手延糸麵に酸味溢れる山の幸「山芋」をつなぎに強い仕上げた、舌触りコシの強さを併せ持ったやや太めの糸麵です。

品番 No.12030  
 山芋入太糸麵 30束  
 (50g×30束・1.5kg)

幹旋価格 ¥3,100

### 手延生そうめん

竹竿に掛け延ばしたそうめんを完全に乾燥させず半生で袋に詰めしました。生めんの舌触りと喉ごしの良さを楽しめます。



品番 No.18082  
 手延生そうめん 6袋特選つゆ付  
 (生そうめん 250g×6袋・特選つゆ360ml×2本)

幹旋価格 ¥4,020



品番 No.16060  
 手延生そうめん 8箱  
 (生そうめん 250g×6箱)

幹旋価格 ¥3,220

### 手延生うどん

素麺の製法そのままに平にかけた生生地を箸で延ばし作りました。コシが強くなめらかな舌ざわりが特徴です。



品番 No.40182  
 手延うどん 8箱つゆ付  
 (うどん 250g×8箱・つゆ 5ml×12箱)

幹旋価格 ¥3,220



品番 No.40082  
 手延べうどん 6袋特選つゆ付  
 (うどん 250g×6袋・特選つゆ 360ml×2本)

幹旋価格 ¥4,020

### 手打生うどん

手打ち職人が製生地を足で踏み込み、網枠で延ばした生地をたたんでは延ばし、打ち上げた生地を包丁切りしました。ザルうどん・ぶっかけうどんに最適です。

品番 No.45182  
 手打うどん 8箱つゆ付  
 (うどん 300g×8箱・つゆ 15ml×12箱)

幹旋価格 ¥3,220



### 新商品 オリーブオイル



エキストラバージンオイル  
 有機栽培で育てたフルーティーでコクのある高品質オイルです。生で食べる料理にぜひお使いください。  
 ピュアオイル  
 ケセがなく毎日のお料理に、とまとドレッシング  
 オリーブオイルとトマトピューレを使った爽やかなドレッシング。

品番 No.80333 食用オイル 200ml 3本セット  
 幹旋価格 ¥2,900

※幹旋期間：2013年6月より2013年7月31日迄。

※ご注文は別紙申込用紙にて FAX でお申込み下さい。※価格は消費税・送料を含んだ価格です。

東京私大教連 TEL 03-3208-8071・FAX 03-3208-0430